

第3回栃木県指定廃棄物処分等有識者会議 議事録

日時 3月16日(月) 15:00～16:25

場所 栃木県公館 大会議室

出席者

- ・委員：10名中9名出席 ※河邊委員が欠席
- ・環境省：鎌形廃棄物・リサイクル対策部長、室石放射性物質汚染廃棄物対策本部長、山崎参事官室長補佐(以上説明者) 外
- ・栃木県：福田知事、馬場副知事、櫻井環境森林部長 外

1 あいさつ

【座長】

本日は、鎌形廃棄物・リサイクル対策部長をはじめ、環境省の方々には、第3回栃木県指定廃棄物処分等有識者会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、国による詳細調査候補地の選定プロセスにつきましては、これまでの有識者会議での議論や現地視察の結果を踏まえまして、先に作成したチェックリストに基づきまして、検証作業を進めてまいりました。出典データが広範、多岐にわたっていることもございまして、まだ作業は終了しておりませんが、本日は中間報告という形で、皆さま方に御報告させていただきたいと存じます。

また、検証作業の中で各委員から出されました意見、疑問点などにつきましては、適宜、環境省に指摘させていただいております。本日は、この点につきましても、環境省から御回答をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

県民の皆さま、詳細調査候補地となった地元の方々にも、環境省の選定経過につきまして、疑問な点、不明な点が多々あるかと存じます。有識者会議として、今後とも引き続きしっかりと検証作業を進めてまいりたいと存じます。御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。以上、ご挨拶とさせていただきます。

【知事】

委員の皆さま方の中には、大学で教鞭を執っておられる方がいらっしゃるわけですが、卒業式、さらには入学式の準備、そしてまた、環境省におかれましては国会開会中という大変お忙しい中、委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回の会議でも申し上げましたとおり、本県では現在、指定廃棄物が県内約170カ所に分散保管されています。竜巻などの自然災害の発生状況や、保管期間の長期化による農業や事業者の方々の精神的重圧を考えると、一日も早く安全な処分場を設置して処理することが必要であると考えております。

本日は、有識者会議から詳細調査候補地選定プロセス検証結果につきまして、中間報告がいただけるということです。県としましては、本日の報告内容を踏まえまして、国の候補地選定作業が決められた手法に則って適切に行われたのか、今後ともしっかりと検証を進めてまいりたいと考えております。

また、地元の皆さまの疑問等につきましても、委員の皆さまの助言を得ながら、丁寧に対応してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。開会に当たっての挨拶といたします。

2 議事

(1)説明事項

(別紙のとおり)

(2)質疑

(別紙のとおり)

(3)その他

(別紙のとおり)

<別紙>

2 議事

(1)説明事項

【座長説明】

それでは、早速議事に入りたいと思います。議事(1)です。詳細調査候補地選定プロセスに関する検証結果(中間報告)について、有識者会議を代表しまして、私から報告させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。1枚目の概要及び2枚目以降のチェックリストを活用しながら、説明させていただきます。

まず概要ですが、私たちは、検証の内容として、国による詳細調査候補地の選定プロセスが、決められた栃木県版の選定手法に則り適切に行われたかにつきまして、出典データ等を用いて検証を行ってまいりました。

検証の経緯としては、昨年8月に第1回有識者会議、9月には詳細調査候補地の現地視察、11月には第2回有識者会議を開催し、環境省から指定廃棄物の処理に係る方針や候補地の選定プロセス等について、説明を受けてまいりました。今年1月には有識者会議独自に第1回の検証作業を行い、そして2月には環境省も交え、データの提供を受け、第2回の検証作業を行ってまいりました。そして本日、第3回有識者会議を開催し、中間報告を行うこととなりました。

検証結果の概要としては、選定プロセスのチェックリスト全50項目、実質的には「津波」を除く49項目になりますが、これらについて検証したところ、38項目については国の詳細調査候補地選定プロセスが決められた手法に則り適切に行われたと判断し、「適」といたします。残りの11項目については、検証に時間を要することや追加資料などで確認を要する事項がありますことから、国に回答を求め、引き続き検証作業を進めていきたいと考えております。大項目ごとの内訳では、Ⅰの「利用可能な国有地・県有地」は2項目中1項目が適、Ⅱの「安全等の確保に関する事項」は31項目中22項目が適、Ⅲの「必要面積を確保した土地の抽出」は6項目全てが適、Ⅳの「安心等の理解が得られやすい土地の選定」は10項目中9項目が適という結果になっております。

それでは、具体的に項目ごとに説明してまいりたいと思いますので、2枚目のA3横のチェックリストをご覧ください。

まず、このチェックリストの見方ですが、左側に記載してあります「個表 No.」が検証した項目数となっております、「小項目」の欄に具体的な検討項目が記載してあります。青色で網掛けしてある項目が引き続き検証作業を進める項目で、網掛けをしていない項目が「適」と判断した項目です。

右側の欄の「結果・意見等」は、注釈を入れておりますが、ポツが結果、○が委員から要望等の意見があったもの、●が委員から指摘する意見があったものです。時間の関係もありますので、○や●の項目を中心に説明してまいりますが、○の中でも「出典データとの突き合わせに時間を要し、環境省に検証作業を補助する追加的な資料及び説明を求める」としている項目については、記載のとおり、環境省には資料の提供等を願いますとともに、本日は説明を省略させていただきます。

まず、個表 No.2の「採用した利用可能な県有地は妥当か」についてですが、検証したところ、委員から、鹿沼市にある草久保全林が利用可能な県有地に含まれていないのではな

いかという指摘がありました。後ほどあらためて申し上げますが、この●の指摘については、事前に環境省に情報提供しておりますので、本日の会議の場で、環境省から説明をお願いしたいと考えております。

次に、個表 No.7の「除外した急傾斜地崩壊危険箇所は妥当か」についてです。これは、引き続き検証を進める項目となっておりますが、委員から、この急傾斜地崩壊危険箇所は、人家がある等の基準に該当しないと指定されないため、つまり、現在は人家がないので指定されていないということですが、詳細調査で地形等を確認すべきとの意見がありました。

次に、個表 No.8の「除外した深層崩壊渓流区域は妥当か」についてです。これは、出典データとの突き合わせは確認し、「適」と判断した項目ではありますが、「適」と判断するに当たり、委員から、「相対的な危険度の高い渓流」のみ除外とした理由は何かとの質問があり、環境省からは、深層崩壊の発生実績や発生した場合の土砂の量、発生しやすい地形等から判断してレベルが評価されているということでしたので、「相対的な危険度の高い渓流」を除外することで、安全性は確保できるとの説明がありました。

次に、個表 No.12の「除外した土石流危険渓流は妥当か」についてです。これは、引き続き検証を進める項目となっておりますが、先ほど説明しました急傾斜地崩壊危険箇所と同様に、委員からは、人家がある等の基準に該当しないと指定されないため、詳細調査で地形等を確認すべきとの意見がありました。

次に、個表 No.14の「除外した洪水浸水区域は妥当か」についてです。これは、出典データとの突き合わせは確認し、適と判断した項目ですが、委員から、候補地近辺に河川があり、どの程度の雨が降った場合にどのような影響が出るのかについて、詳細調査で確認すべきとの意見がありました。

次に、個表 No.16の「除外した雪崩危険箇所は妥当か」についてです。これは、引き続き検証を進める項目となっておりますが、先ほど説明した急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流と同様に、委員から、人家がある等の基準に該当しないと指定されないため、詳細調査で降雪量や地形等を確認すべきとの意見がありました。特に、隣接する日光市周辺では雪崩危険箇所が指定されておりますので、詳しく確認していく必要があると考えております。

次に、個表 No.18の「除外した活断層、推定活断層から300メートル以内の範囲は妥当か」についてです。これは、出典データとの突き合わせは確認し、「適」と判断した項目ですが、「適」と判断するに当たり、委員から、除外範囲を活断層から300メートル以内とした理由は何か、地震動の影響範囲かとの質問があり、環境省からは、この300メートルという範囲は地震動の影響ではなく、処分施設の構造から施設の直下に活断層がなければ問題ないと考えており、地図上における活断層の位置の誤差等を考慮し、300メートルの幅を持たせたとの説明がありました。

次に、チェックリストの裏面に行きます。個表 No.23の「火山噴火」についてです。これは、出典データとの突き合わせとは直接的に関係する意見ではありませんが、委員から、火山噴火で除外する地域(火砕流・火砕サージの予測範囲、火口から4キロメートル以内)について、除外する対象を常時観測が必要とされる47の活火山とした理由は何かとの質問がありました。環境省からは、47の活火山は過去100年の活動履歴から噴火の予兆を推測しているものであり、このレベルまで対象とすれば安全性は確保できるとの説明がありました。なお、除外対象となる47の活火山には入っていませんが、参考までに、高原山の山頂

から詳細調査候補地までの直線距離を確認しましたところ、約6.2キロメートルでした。

次に、個表No.24の「除外した自然公園特別地域は妥当か」についてですが、検証したところ、委員から、除外する地域として尾瀬国立公園が含まれていないのではないかという指摘がありました。

次に、ページが替わりまして、個表 No.41に移りたいと思います。個表 No.41～44の「生活空間との近接状況」。これは、出典データとの突き合わせは確認し、「適」と判断した項目ですが、「適」と判断するに当たり、委員から、多少の誤差でも評価点数に影響があることから、距離の測定や建物の存在をどのように把握したのかとの質問がありまして、環境省からは、専用ソフト(GISソフト)で建物外側から候補地の境界までの最短距離を測定していることや、候補地の1キロメートル以内は現地踏査を実施し、実際に建物がないことを確認したとの説明がありました。

また、委員から、候補地付近に存在する牧場は生活空間として対象となるのかとの質問がありまして、環境省からは、当該牧場は国勢調査では居住実績はなかったため、対象としていないとの説明がありました。

次の個表 No.45～47の「水源との近接状況」についても、委員から「生活空間との近接状況」と同様の質問がありまして、同じように専用ソフトで取水口から候補地の境界まで最短距離を測定したとの説明がありました。

以上でチェックリストの説明は終わらせていただきますが、最後に、指摘のあった項目について確認したいと思います。資料1の1枚目の概要に戻っていただいて、次の下の部分、「意見(指摘)があった項目」を御覧いただきたいと存じます。

一つ目は、「草久保全林が利用可能な県有地に含まれていないのではないか」という意見、二つ目は、「除外する地域として尾瀬国立公園が含まれていないのではないか」ということです。これらの指摘については、先ほど申し上げましたように事前に環境省に情報提供しておりますので、これについて環境省から説明をお願いしたいと存じます。

最後に、今後の予定ですが、本日の議論を踏まえ、残りの項目について、今後、検証作業を継続して実施し、早期に最終報告を行いたいと考えております。環境省には、資料の提供及び説明について、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

以上、中間報告について説明させていただきました。ただ今の指摘事項等に関しまして、環境省から御回答をお願いいたします。

【環境省説明】

まず、有識者会議の委員の皆さま方におかれましては、限られた時間の中で環境省の選定作業を詳細にご検証いただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

また、本日この場で、環境省から説明する場を頂きましたことにつきましても、あらためて感謝申し上げます。

ただ今、鈴木座長から、「詳細調査候補地選定プロセスに関する検証結果(中間報告)」について御説明がありましたように、個々の項目につきまして、さまざまな御要望等、御指摘を頂きました。この場では、最後に御指摘がありました、個表 No.2の「草久保全林が利用可能な県有地に含まれていないのではないか」、それから個表 No.24、「除外する地域として、尾瀬国立公園が含まれていないのではないか」、この御指摘について、御説明申し上げたいと思います。

これらの御指摘については、事前に情報をいただいております、環境省において事実関係を確認したところですが、併せて、選定に用いたデータそのものや選定作業について、環境省

においてあらためて全般的にチェックを行いました。そのチェックの過程で明らかになった点がありますので、併せて御説明申し上げたいと思います。

それでは、資料2を用いて御説明します。資料2の1番のところ「御指摘の内容」とありまして、先ほど御指摘の2項目が掲げられています。それに沿いまして、まず御指摘の部分についての事実関係を申し上げたいと思います。

まず、1の(1)の部分、2の(1)と書いたところについてですが、私どもは、選定に当たって、利用可能な国有地・県有地から、自然災害のおそれのある地域などを除外するという作業を行っているわけですが、こうした選定作業は、そもそもコンピュータでGISデータの重なりを内部処理することですので、ある意味、いろいろな条件をコンピュータに与えてやることによって、入力に対してある重なり、あるいは抜く、足すという作業を一気にやってしまうということです。

したがって、特にその中間段階で図面などを作っているわけではないというのが実際の選定作業ですが、一方、私どもが公表用の資料として作りましたものは、人間が人間に対して説明するという意味で、内外に説明するために、選定作業終了後に全く別の作業として、あらためてそうした資料を図面を使って作ったというものであることを、まず申し上げたいと思います。

この実際の選定作業において、県から御提供いただいた正式なデータを用いて行ったということですが、このデータには、草久保全林として登録されていた地域は、実際には別の県有地だったのですが、これも含めて作業しました。しかしながら、御指摘のとおり、本来の草久保全林は、県から頂いたデータから欠落していたために、選定作業でも、実際はそれを取り扱っていなかったということになります。

このことについては、実際の選定作業では、データ上で欠落していたのは御指摘の草久保全林だったわけですが、この保全林については、必要面積である2.8ヘクタールを確保できるならかな土地が存在しないということで、これをもともと選定作業に入れていたとしても除外されてしまうというものでしたので、結果的には影響はなかったということになっております。

別紙1をご覧ください。別紙1は2枚ありまして、図面として三つあります。別紙1の左側の図が公表用資料の図面ということで、これを使って私どもは説明していたということです。これに対して右側の図面は、選定作業で実際に使用したデータをあらためて今回、図面化してみたものです。この私どもが選定作業に使っていたデータでは、左の上の方にある四角の中に、草久保全林としてデータ登録されていたけれども、実際には別の県有地であることを確認したということで、原因としては、公表資料の図面がない県有地を1カ所抜いていたということです。

さらにめくっていただきまして、三つ目の図が描いてありますが、実際、草久保全林というのは左の下の方の四角に青い色で示した部分でして、本来であれば、上の県有林、下の草久保全林ともに公表用資料のところで描いていなければいけなかったのですが、公表資料では描いていなかった。選定作業では、その上の方のものだけを対象にしていた。実際は、御指摘のように草久保全林も対象にしなければならなかったということです。ただ、先ほど申し上げましたように、どちらにしてもこの草久保全林は候補地から除外される県有林であったということですので、結果は影響しなかったということです。

また、資料2の、2の(2)をご覧ください。二つ目ですが、詳細調査候補地の選定作業に当たって、利用可能な国有地・県有地から、自然災害のおそれがある地域、あるいは自然

環境保全に影響を及ぼすおそれがある地域を除外するというので、国立公園の特別地域、普通地域を除外する際に用いたデータから、御指摘のように、本来含まれているはずの尾瀬国立公園が欠落していたということです。

このため、当該地域については、国立公園の特別地域、普通地域として除外せずに、選定作業を行っていました。ただし、この地域については、実は別途、他の条件として、緑の回廊も除外するという条件を付けておまして、この部分は緑の回廊として除外されていたということで、選定作業の結果そのものには影響はなかったということです。別紙2を御覧ください。左側の図面が、今回、選定作業に使用したデータを用いて図面化したものですが、赤い楕円が描いてあります。尾瀬国立公園自体は広い地域ですが、栃木県内に存在するはずの尾瀬国立公園が抜けていたということです。右側の方を見ていただきますと、正しいエリア、栃木県側にも尾瀬国立公園の広がりが入っていたということが確認できました。ただし、先ほど申し上げましたように、緑の回廊で、いずれにしてもこのエリアを抜くという作業はきちんと行っていたために、結果には影響がなかったということです。

それと、先ほど申し上げましたが、こうした御指摘をいただいたことを踏まえまして、この他にもデータの欠落等がなかったかということ、あらためて全ての選定工程を再現してチェックしました。その結果、新たに2項目確認したことがあります。

また、先ほどの資料2の2ページ目、「3. その他」にあります。まず、砂防指定地に関するデータについてです。この砂防指定地というのは、自然災害を考慮して避けるべき地域に関する評価項目のうち、「砂防指定地に該当するエリア」ということで、評価に使用する知見として20万分の1の土地保全基礎調査というデータや県提供データを、市町村長会議で、こういうものを使いますということをお知らせしました。

実際の選定作業では、砂防指定地として全て同じものが掲げられているだろうという見込みの下で、20万分の1の土地保全基礎調査のデータを用いておりますが、県から御提供いただいたデータと照合しましたところ、両者のデータ間ではそれぞれ重なりがあり、かつ、いずれか一方のデータにしか含まれていない地域もあったということが分かりました。図面を先に御覧いただきたいと思っております。別紙3は、左が選定作業に使用したデータ、つまり、土地保全基本調査で砂防指定地として挙げられている領域です。右側が、栃木県より御提供いただいた砂防指定地のデータを合わせて見たものですが、ここで色分けがあります。緑色と濃い紫とだいたい色と3種類あります。この緑色が両データの重なっているところ、紫が県提供データのみ部分、だいたい色が土地保全基本調査のみに含まれる砂防指定地ということで、ベン図みたいなものを頭に想像していただければいいと思うのですが、共通部分とそれぞれにのみ指定されているものが出て、3種類あったということが確認されました。このエリアですが、県提供データのみに含まれる地域については、作業として除外していませんでしたが、いずれもそもそも、そういう私どもが除いていなかったところについては、国有地・県有地ではなかったということです。それから、勾配が30度以上の傾斜地に該当するエリアや土石流危険渓流に該当するエリアといった、他の除外すべき項目にも該当しているということでした。それから、必要面積の2.8ヘクタールに満たないという、今申し上げた3種類の理由のいずれかで除外されてしまうということで、結果的には、影響はなかったというものです。それから、土地保全基礎調査のみに含まれる地域についても、同じように国有地・県有地ではない、勾配30度以上に該当するエリアや危険渓流に該当するエリアといった除外すべき項目、それから必要面積に満たないという理由で除外される地域だったということで、作業的には、結果に影響がなかったというのですが、御説明していた砂防指定地であるもの

を全て抜いていたという条件を満たしていなかったということになりました。

それから、「その他」においては、資料2の3ページ目の「自然公園特別地域に関するデータについて」です。これも、先に図面を見ていただいた方が分かりやすいと思いますが、別紙4です。自然環境を特に保全すべき地域に関する評価項目のうち、「自然公園特別地域に該当するエリア」については、評価に使用する知見として、国土数値情報を用いることにしております。今回、栃木県自然公園・自然環境保全地域等概略図という県から御提供いただいたデータと照合したところ、国土数値情報の方に欠落があったことを確認しました。選定作業への影響ですが、実際の選定作業では、その欠落していた宇都宮県立自然公園(特別地域)は「自然公園特別地域に該当するエリア」としては除外していませんでしたが、そこは国有地・県有地ではないということ、それから、「レクリエーションの森として指定されているエリア」の除外項目に該当したということで、いずれにしても除外されてしまうということで、結果的には、選定結果に影響はなかったということです。元データというか、国土数値情報の方に掲載がなかった自然公園があったということをわれわれは確認しましたが、これについても結果には影響がなかったということです。

実際の選定作業を行う過程において、四つの項目にわたりましてデータの欠落を見抜けなかったということです。結果として、詳細調査候補地の選定結果に影響がなかったとはいえ、本来あってはならないことでして、非常に申し訳なく思っているところです。塩谷町、栃木県、県の有識者会議、そして県民の皆さまなど、関係者に混乱を与えかねない状況を生じさせたことにつきまして、深くお詫び申し上げたいと思います。また、同じようなことを決して繰り返さないよう、今後、チェック体制を強化したいと考えております。環境省におきましては、県の有識者会議における検証作業に引き続き全面的に協力し、頂いた御質問に対して、丁寧に説明してまいる所存でございます。このたびは本当に、誠に申し訳ございませんでした。環境省の説明は以上です。

【県説明】

ただ今、環境省の説明がありました。草久保全林の件につきましては、本県の提出資料の一部にデータの欠落があったということで、大変申し訳ありませんでした。関係者の皆さまに御迷惑をお掛けして、大変申し訳ありませんでした。県としても十分な精査を行っております。今後とも御精査の方、よろしくお願ひしたいと思います。

【座長】

それでは、ただ今、御説明していただきました内容等につきまして、委員の皆さま方から御意見がありましたらお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。特に御意見はありませんでしょうか。膨大なデータです。わずかなミスとはいえ、ミスがあったということですが、最終結論として、選定結果に影響を及ぼすものではないということです。よろしいでしょうか。

それでは、資料2に関連するものについては、以上で終了という形にさせていただきたいと存じます。

それでは、その他の項目について、国から説明事項がありましたら、お願ひしたいと思います。いかがでしょうか。はい、お願ひいたします。

【環境省説明】

本日の資料1のA3のチェックリストに、先ほどの2点の指摘事項以外にも、先生方から御意見、御要望等ということで、○でチェックが入っている箇所があります。これは冒頭に座長の方でお話がありましたが、この項目について、私の方で回答させていただきたいと思いま

す。まず、このチェックリストを御覧いただきまして、関連する項目をまとめて回答したいと思います。

まず、3番、6番、7番、11番、12番、16番、31番、48番に、「箇所数が多く、出典データとの突き合わせに時間を要する。環境省には検証作業を補助する追加的な資料及び説明を求めたい」という御意見等をいただいております。こちらについては、環境省としては検証にできるだけ協力したいと考えておりますので、今後、具体的にどのような資料がどのような形で必要なのかという点も含めまして、御相談させていただきながら、資料をご提供させていただければと思います。こちらの方も、われわれとしても全力で協力したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、7番に戻っていただきまして急傾斜地崩壊危険箇所、それから、12番の土石流危険渓流のところ、人家があるなどの基準に該当しないと指定されないような地域であるけれども、詳細調査で地形等を確認すべきではないかというような御指摘をいただいております、これはまさにごもつともな御指摘だと思います。

ですから、詳細調査においては、候補地周辺について、地表地質踏査を行うことにしております、併せてボーリング調査や弾性波探査を行います。地下に人工地震を起こさせて、その返ってくる波を解析することで地下構造を把握する手法を弾性波探査というのですが、そうした地質調査の手法を用いて地質構造を調べます。ですから、ボーリング調査、弾性波探査、あとは地表地質踏査をしっかりやっていく所存です。

併せて、対策工の検討等も行います。そうしたことをしていく中で、実際に選定された場所が施設を建設するのにふさわしい土地であるかどうかという確認をしてみたいと思いますので、この詳細調査の中で、御指摘にあるように、地形等をしっかり確認してみたいと考えています。

次に、16番の雪崩のところでも同様に、人家がある等の部分しか指定されていないので、実際に地形などを確認すべきと御指摘を頂いております、こちらについても、詳細調査の中で候補地周辺の積雪深さを調べたり、気象条件や現地の状況といったものも確認しながら、雪崩の危険性についても確認して、必要な対策工等を検討してみたいと考えております。

続きまして、8番でレベルが「相対的な危険度の高い渓流」のみを除外した理由を確認したいということで、この確認内容については、以前に一度、ここに書いてあるような内容で説明させていただいたのですが、再度ここで私の方から簡単に説明させていただきます。

深層崩壊渓流のレベル評価マップが国土交通省の方で作成されていますが、これは、発生実績や地質構造、その他、地形の状況ということで勾配や集水面積といった三つの要素で評価を行っています。この三つの要素が三つとも重なる場合、「相対的な危険度の高い渓流」ということとなります。三つのうち二つが重なる場合が「やや高い渓流」、一つだけ適合する場合が「やや低い渓流」、一つも適合にならないもの、一つもこの三つの条件に当てはまらないものが「相対的な危険度の低い渓流」という形になっています。

過去、相対的な危険度が高い地域では、実際に深層崩壊の発生実績が多いということも踏まえて、この中で相対的な危険度が高い地域を除外することにしてはどうかという形で、われわれの国の方でやっている有識者会議にお諮りしたところ、それでいいのではないかとこの選定手法が決まったという経緯があります。そのような中で、有識者会議でも妥当な評価対象であるというような御意見をいただいているところです。

続きまして、14番の洪水浸水区域のところ、これは、候補地の近辺に河川があるの

で、どの程度の雨が降った場合にどういう影響が出るのか、シミュレーション等評価を行ってはどうかという御提案をいただいているところです。こちらについては、まず、洪水浸水地域はあらかじめ除外してしまっていて、さらに河川の影響についても、実際に詳細調査の段階で施設を安全に設置できるかといった観点から、河川の流下能力を考慮したような対策工も必要に応じて検討するという事を考えております。

しかし、確かに御指摘があるように、近くに河川があるということもありますので、実際にどの程度の雨が降った場合にどういう状況になるのかということも、この御指摘を踏まえて、シミュレーション等どういう形でやるかというのはまた考えたいと思いますが、どの程度の雨が降った場合にどんな影響が出るのかの検討についても、詳細調査の中で検討してみたいと思います。

続きまして18番、活断層からの距離として300メートルの範囲を除外対象としたという点について、その理由を確認したいというものです。これも、ここに書いてあるような説明を以前にさせていただいたのですが、再度確認の意味を込めて、もう一度説明させていただきます。

これも、われわれの方で主催している国の有識者会議の議論の中で、今回建設を考えている施設については、コンクリート二重構造の堅固な施設で、しかも地下に埋設されているような地下構造物ということで、地震動に対しては安定している。耐震設計技術等により十分な安全が確保できるだろうということでした。ただ、活断層の真上にあつて、地面がずれるのと併せて、直下の活断層がずれて、パカッと施設ごと動くというようなものには、さすがに耐えられないということで、直下に活断層があるという状況を避けるべきだというような御意見をいただいています。

では、どうやって直下に活断層があるということ避けるのかというと、文献調査等によりまして調べた結果、これについては、地図に落とす際に誤差が生じるということで、その誤差は300メートルの範囲を考えていけば、その誤差も十分に考慮した上で、施設の直下に活断層が来るということは回避できるというようなことも、有識者会議で併せて御意見をいただきまして、そこから、既存の文献で十分調べた結果の活断層の位置とその周り300メートルの範囲を除外するという形で安全を確保できるのではないかとというような議論があったということで、300メートルの範囲を除外するというにしています。

次のページをめくっていただきまして、続きまして23番で、47活火山を選定した理由を確認したいということですが、こちらについても、火山防災に関しまして、監視が必要な47火山を選んだわけですが、どういう理由でその47火山が選ばれているのかを確認したところ、選定の基準としては、近年噴火を繰り返しているようなもの、これは当然除くべきだとは思いますが、そういうものと、過去100年程度で火山活動の高まりが認められているような火山も47火山に含まれています。

また、そうしたものの以外にも、今は異常が認められていないけれども、例えばもつと昔の火山の噴火の履歴等から見て、噴火の可能性が考えられるようなものも対象になっていて、さらに、予測困難な突発的な小規模な噴火があった場合に、火口付近で被害が生じる可能性があるもの、こうしたレベルのものまで47火山に入れているということです。

こうした監視体制を決める47火山の選定理由を見ていますと、この47火山を対象とするということではないのかと考えまして、有識者会議でお諮りしたところ、対象はこの47火山でいいのではないかと。こういうような議論を経て、この選定手法の中で、47火山を対象に、ハザードマップのエリアを除くといったことが決まっていたという経緯です。

続きまして、次のページを御覧いただきまして、「生活空間との近接状況」のところですが、実際に、生活空間との関係で、距離の測定や建物の存在をどういう形で確認したのかという点ですが、距離については、GISソフト上で評価をしております。ただ、どこからどこまでというのが、定義を確認したいという意味だと思います。すみません、今、参考になる図面が手元や配布している資料にはないのが恐縮なのですが、例えばこのコップが候補地の絵だと思っていただければ、この外周から最も近くにある建物までの距離、しかもその建物は人が住んでいる建物です。ですから、これが候補地の形ですと、この辺に人が住んでいる建物があるとすると、ここの際から一番近い際を選んで、そこから建物までの距離をGIS上で評価を行って、距離を算定しています。

では、その人が住んでいる建物はどのように特定しているのかということ、国勢調査のデータで、500メートルメッシュのデータで、そのメッシュの中に人が住んでいるのかどうかを確認しております。何人の人が住んでいるのかというのは、国勢調査のデータの中で整理されておりますので、そちらのデータを使って、その人が住んでいるという表示が付いているメッシュの中にある建物、これも建物を表示する機能がありますので、そちらの方で建物の位置をチェックして、そのメッシュの中で一番候補地に近い建物から候補地の際までの距離という形で評価を行っているということです。

続きまして、候補地付近に牧場があるけれども、ここは生活空間として対象となるのかという御意見が書かれていますが、これについては、ここに書いてあるとおり、近隣の牧場については実際に居住実績がないという結果、今申し上げたような国勢調査の中で居住実績がないということでしたので、対象とはしておりません。

最後、47番の水源との距離も同様に、どういう形で距離を測っているのかということですが、こちらについても、ここに書いてあるように、GISソフトを用いまして、水利権として登録されている取水口や堰や井戸などの位置から候補地の境界線までの距離という形で、最短距離は候補地の際の取り方でもいろいろ変わりますが、その中でも最短なものを選びまして、GIS上で計算して出しているということです。以上、こちらの資料の中で、チェックリストに書いてある御質問事項に対する回答です。

(2)質疑

【中村委員】

チェックリストの1ページ目でいくつか出てるんですけども、私の理解が間違っていたら御指摘いただきたいんですが、人家がないと基準に該当しないと、当該区域として設定されないため、と御説明いただきましたけれども、これは要するに人家がないとチェックリストの項目に挙がっているようなところに該当しないということで除外されずに挙がってきた。すなわち、環境省が示されている候補地について、人家がないためにリストに挙がってきていない、したがって除外されなかったということで最終的に候補地として挙がっていると思うんですが、それに関して改めて調査を、みたいなことをいま仰ったよう思ったんですけども、現実問題として地元の町から2.8ヘクタールないんじゃないかという疑問が出されて、これに対して環境省が調査に入ろうとしたところできなかつたということを経験なんかで聞いております。そういう意味では面積すら再調査ができないのに、実際に候補地に対してのそういう調査の見通しがあるのかということについて教えていただければと思います。

【環境省】

この部分、繰り返しになりますけれども、まずは選定手法の中で決められている何を除

外するののかという項目の中で、例えば人家がある場合に危険な場所として指定されるというものが実際掘り下げていくと分かります。それと同じような地形をしていても人が住んでいなければそこは指定地になっていないということですから、そうしたものが候補地として最後まで残っている可能性は否定できません。ただ、そうした場所も詳細調査を行うことによって実際に施設を建設する段階で、危険な場所に造るということはないようにするということが基本的なスタンスです。

それで今御指摘があったのは、それを踏まえた上で実際に面積を確認する調査にも入っていないという状態で詳細調査ができるのかという御指摘かと思えますけれども、その点につきましては、我々は新しい選定プロセス、これは平成25年の2月に検討し直していただいた新しい選定プロセスで、これは有識者会議の中で選定手法を決めて、それを市町村会議で説明をして、いわばキャッチボールをしながら作り上げてきた選定手法でございます。その中で、前回平成24年9月に矢板市を候補地として提示させていただいたときに、実際に現地の確認や詳細調査、そうしたものをせず机上だけで選んだというようなかなり厳しい御意見をいただきました。そうしたものも踏まえて今回選定プロセスに、候補地が選ばれた後に詳細調査をしっかり実施しますと、そしてボーリング調査を行って丁寧に地下の構造も確認した上で候補地を選定しますというプロセスが詳細調査として位置付けられています。

確かに御指摘があったとおり現地での詳細調査は今のところうまく入れていないということがございますけれども、我々にとっては丁寧に地元の説明していきながらなんとか詳細調査に入らせていただきたいという思いで、まずは丁寧に説明をして詳細調査に入っていけるような努力をしていくというふうに考えております。

【藤原委員】

詳細調査に入られるタイミングというのはいつですか。最終的な候補地がいま一つ選ばれていますけれども、その前の段階で4～5カ所選ばれていますよね。その4～5カ所の段階で詳細調査を行って絞ってきたという話ではなくて、最終的に1カ所になった段階で詳細調査を行うという意味、そういう理解ですか。

【環境省】

候補地をご提示する前の作業としては、あくまでも現地踏査ということで簡単な確認はしておりますが、いわゆるその選定手法の中で確定いたしました詳細調査というものは今後、これからやっていくというものでございます。

【藤原委員】

おそらくそんなことはないと思うのですが、例えば詳細調査を行った上で、そうすると実際の所と他の所、5候補地の中の別の所の方が点数的に良くなったよということは、そういったことは決してあり得ないのですか。

【環境省】

詳細調査の候補地として塩谷町の所を1カ所挙げさせていただいているということでございますので、複数カ所で詳細調査をするという予定にはなっておりませんので、御指摘のようなことはないかと思えます。

【西村委員】

地盤関係の詳細調査でボーリング、弾性波を行われるのですが、今すぐに、ある程度その候補地周辺の国交省が持っているボーリング調査の結果とかいう、そういった資料はお

持ちなのでしょうか。

【環境省】

ボーリング調査等のデータは既存のものを含めてまだ入手していないという状況でございます。

【夏秋委員】

この今の候補地は、実は川沿いにあります。その川の上流は実は3つの川が来てそれが合流した直後に候補地があるのですよね。それで、先程洪水がどのくらい起こるかとか、降雨量はどれくらいかというシミュレーションが私はとても大切だと思いますのでしっかりと行っていただいた方がいいかなと思います。実は、他の候補地は側にはほとんど河川がないものともありますので、そこがちょっとキーになるかなというふうに感じております。よろしく願います。

【環境省】

詳細調査というものは、決して現地でボーリングをするというだけではございません。いろいろ内容が含まれておりますし、先程の御指摘にもあったように、そこに特化した現地の資料を集めるということも詳細調査の中身のひとつでございますので、シミュレーションもしっかり行いますし、いろいろなものを含んだ詳細調査というものをやる予定でございます。

【知事】

今のやりとりをお聞きしておりましたけれども、「適」判断をした中で、斜面崩壊の8番については、環境省からそれ以外も含めて説明がありましたけれども、委員の皆様方の中で、指摘があったけれども環境省の説明を聞いて納得したので「適」であると、こういうことで、8番は「適」判断をしたということでございます。それから洪水の14番については、「適」判断はしたけれども、詳細調査で確認すべきであると、この詳細調査の内容については十分環境省が判断をして取り組みなさいということでございます。そういうことで有識者会議としては、「適」判断についてはそのまま維持していくと、例えばそういう考え方でいいのかどうかを座長に確認したいのです。

【座長】

疑問点が現在ございます。確かに詳細調査が行われなければ、「適否」の最終的な判断はできないという可能性があるかと思っておりますけれども、それが残っている段階で「適」ということにさせていただいたのは、この「適」というのは、あくまでも現時点でのデータ、要するに市町村長会議で、こちらのほうで、方針が決められているということでございます。その方針に則って作業が進められているということで、その方針に則って説明していただいた段階までは「適」であるということです。これから詳細調査を行った上で、それが本当に安全性を確保することができるかどうかとか、そういったことを踏まえた結果が出てくるものと予想しております。もしその段階で危険性が高いとか、そういったことが出てくれば、これは見直しもあり得るのではないかと思います。そうしますとこれは、「適否」というのは、私たちの有識者会議での「適否」というものではなくてくるのではないかと、国が判断すべきものではないかというふうに私自身は思っております。私だけの意見ではいけないかと思っておりますので、他の先生方、御意見がありましたらいただければと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。今の説明でよろしいでしょうか。

【知事】

有識者会議の内容の「適否」の判断ですが、今座長がお話いただきましたようなことについて、十分県民にアナウンスをしていただかないと、疑問を持ってしまうということがあるかもしれませんので、あくまでも、市町村長会議で基準が示されたものに対して、「適否」を判断したものであるけれど、しかし、夏秋先生からもお話がありましたように、この件についてはそういった懸念がないわけではないので、今後国においては、しっかり調査をした上で最終判断をせよ、そういった、意見が非常に重要だと思いますので、それについてはアナウンスをしっかりと、これから有識者会議の先生方にはしていただければありがたいと思います。

【座長】

はい、ではそこら辺につきましても、有識者会議としてアナウンス等も検討させていただきたいと存じます。では、他に質問などございませんでしょうか。はい、それでは私の方から。先ほど夏秋委員から御指摘もございましたとおり、私も一番最初に伺ったことは、砂防ダムが上流にあるかないかということで、特に砂防ダムについては、人家というところに着目していますので、その辺を中心にして、整備を進めてきたのではないかと予想しておりますけれども、まあ同じような地形があったところで砂防ダムの必要性があるかどうか、というようなことも詳細調査の中にしっかり入れてもらいたいということでございます。私が最初にお願ひしたのはそういうことでございます。他にございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、今回こちらからの検証作業の中で出てきました重要案件につきましては、回答をお願いしてございまして、それについて回答をいただきました。

また、○の項目についても、いくつかの項目について御説明をいただいたところでございます。○で、データ量が非常に多かったりして、検証作業が進んでいないということもございます。そこにつきましては是非、今後とも丁寧に御協力いただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。先生方からその他意見はございませんでしょうか。

それでは御意見いただきまして大変ありがとうございます。それでは、委員から特にございませんようですので、環境省のほうから何かございましたらお願ひいたします。

(3)その他

【環境省】

本日は、さまざま御指摘、御意見を賜り、どうもありがとうございました。重ねてでございますけれども、先ほど私ども4つの項目にあたりデータの欠落が見抜けなかった件につきまして、改めてお詫び申し上げたいと思います。今後も検証作業を続けていただくということでございます。私どもとしては、引き続き検証作業に全面的に協力させていただいて、しっかりと見直していきたいというふうに考えております。また、本日これまでの選定についての検証ということの他に、詳細調査に対する指摘、アドバイスがありました。私ども、今後詳細調査、現地調査、ボーリング調査に向けて御理解を得ながら進んでいきたいと考えておるところでございます。引き続きアドバイス、御指導のほどいただければ、真摯に対応してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【座長】

どうもありがとうございます。今後ともぜひご協力お願ひいたします。

【知事】

本日は、長時間にわたりまして熱心に御討論いただきましたことを御礼申し上げます。また、有識者会議の座長をはじめ、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、選定プロセ

スの検証を丁寧に進めていただきまして、改めて感謝を申し上げます。

委員の皆様の疑問や、不明な点につきましては、随時、国へ繋いでまいりたいと思えます。引き続き、最終報告に向けた取組について、御協力をよろしくお願い申し上げます。

指定廃棄物処分場の設置につきましては、地元の方々の理解を得て進めていくことが重要であります。本日、有識者会議から様々な御指摘をいただいたところでありますけれども、国におかれましては、正確な情報の提供、分かりやすい資料の作成、丁寧な説明などにつきまして、今後とも最大限の努力をお願いいたします。

【座長】 どうもありがとうございます。それでは、県の事務局等から何かございますでしょうか。特にないようでしたら閉会とさせていただきますが、いかがでございますでしょうか。審議すべき項目がなければ最後にちょっと付け加えさせていただきます。よろしいでしょうか。

本日はどうもありがとうございました。本日は国における詳細調査候補地選定のプロセスにつきまして、検証結果を中間報告という形で報告させていただきました。検証作業を進めるなかで各委員から様々な意見、指摘事項が出ておりましたが、本日の環境省の回答で、納得できたものもあったのではないかと考えております。今後、具体的なスケジュールは委員と調整してまいります。本日の議論の結果を踏まえまして、検証作業を継続して実施し、その上で選定プロセスの検証について県に最終的な報告をしたいと考えております。県民の皆様、詳細調査候補地となった地元の方々の中にも環境省の選定プロセスについて疑問な点、不明な点があるかと存じます。有識者会議といたしましても、今後とも引き続きしっかりと検証作業を進めてまいりたいと存じますので、御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

【柿井委員】

最後になりますけれども、さきほど知事からも指摘がありました。それから、夏秋先生の方からも指摘がありました。我々の有識者会議としては、シミュレーションについて時間的なことや専門的なこともあってタッチできなかったところがございます。そういう点をもし国の方で御検討いただけるものであれば、是非とも次回ぐらいまでに御提示していただければ、我々は参考にしたいと思うわけです。それがまず第1点です。

それからもう1点が場所の広さのことで、私もこの有識者会議で第1回あたりから指摘しておりますけれども、2.8ヘクタールで十分であるのかということです。この点について、いろいろな報道の中でそれが確保できていないのではないかと指摘があって、どういう答えが出てくるかなと素朴に待っておりましたが、相変わらずはっきりした結論が出ていない。そういうことから、我々はこの場を進めていいのかなと疑問を感じる点があるところでございます。その2点です。次回まである程度議論していただいて、御回答いただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

【環境省】

シミュレーションの問題については、どれくらい深くやるかということもございますので、よく県とも相談させていただいて、できる範囲で対応させていただければと思います。

【柿井委員】

3つの沢が流れてきて、まさしくそういうところに今回のような立地条件があるところを我々も視察して、少し高台になってますけれども、度重なるこれからのゲリラ豪雨があった場合に、どう崖が崩れてきてということも専門的にはまず分かりません。視察した場所については、縦横の長さがそれぞれ何メートルあるとメジャー持って行って測ったわけではなく、国の

データをもとにして我々審議したという経緯がございます。そういうところからしっかりまとめていただきたいと思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

【環境省】

そのあたりその、どれくらいデータを入手できて、それからあと時間との関係と、いろいろちよつと、どれくらいどの程度シミュレーションが行えるかという点だと思いますので、よく検討させていただきます。それから広さの問題については私ども現地踏査をしたときに測量をしております、その部分で2.8ヘクタールという数字が出てきておりますので、ただその御承知のように再度町と広さを測量しようとしたところ、報道でもあったようなそういう経緯ということでございますので、こちらの方も私ども今持っているデータを改めて御説明をしたいということで用意させていただきたいと思います。以上です。

【座長】

はい、それではご要望がございましたので、対処の方よろしくお願いいたします。他になければ、これで終了とさせていただきます。いかがでしょうかよろしいでしょうか。それでは事務局よろしくお願いいたします。